

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月27日
【会社名】	シンバイオ製薬株式会社
【英訳名】	SymBio Pharmaceuticals Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 CFO 前川 裕貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 CFO 前川 裕貴
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,000,000,000円 第29回新株予約権 5,100,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 505,100,000円
	(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	シンバイオ製薬株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金1,000,000,000円
各社債の金額（円）	金25,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金1,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成28年1月15日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>本社債は、平成28年1月15日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>平成25年1月15日から平成26年1月14日までの期間：101%</p> <p>平成26年1月15日から平成27年1月14日までの期間：102%</p> <p>平成27年1月15日から平成28年1月14日までの期間：103%</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還元金の支払場所</p> <p>シンバイオ製薬株式会社 総務部</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合 1,000,000,000円
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期間	平成25年1月15日（火）
申込取扱場所	シンバイオ製薬株式会社 総務部
払込期日	平成25年1月15日（火）
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。

#### 2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。

#### 3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、本社債につき、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は「償還の方法」欄1の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てがあったとき、若しくは滞納処分としての差押があったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

#### 4 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

#### 5 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 6 取得格付

格付は取得していない。

## 7 本新株予約権の行使指示

- (1) 当社は、実行日より1年が経過した日以降で、本社債に付された新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、割当予定先の無限責任組員である株式会社ウィズ・パートナーズに対して、以下の条件で本社債に付された新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、株式会社ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日（以下「行使指示日」という。）の翌取引日に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。

行使指示日を含めた10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日、以下同じ。）の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の出来高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が本社債に付された新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、（ ）累積で本社債に付された新株予約権の個数の25%（端数は切り捨て、以下同じ。）を上限として、且つ（ ）当該期間の1日平均出来高の20%までの株数（端数は切り捨て、以下同じ。）に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数、行使指示日を含めた10連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式のVWAPが本社債に付された新株予約権の転換価額の175%を超過した場合、（ ）前号に従う新株予約権の行使を含め、累積で本社債に付された新株予約権の個数の50%を上限とし、且つ（ ）当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

行使指示日を含めた10連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式のVWAPが本社債に付された新株予約権の転換価額の200%を超過した場合、（ ）前二号に従う新株予約権の行使を含め、累積で本社債に付された新株予約権の個数の75%を上限とし、且つ（ ）当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

- (2) 前項にかかわらず、当社は、（ ）本社債権者が別途本社債に付された新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、（ ）前項に従い当社の指示により本社債権者が本社債に付された新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、（ ）当社が第29回新株予約権の発行要項の規定に基づき第29回新株予約権の全部の取得を決定した日以降、及び（ ）株式会社ウィズ・パートナーズ又は本社債権者が当社の公開していない重要事実（金融商品取引法及び関連法令に定めるものをいう。）又は重要情報取得通知（株式会社ウィズ・パートナーズが重要事実又はその恐れのある情報を取得した場合に、株式会社ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面）に記載された情報を保有している期間は、株式会社ウィズ・パートナーズに対する本社債に付された新株予約権の行使指示を行うことができない。

## 8 本新株予約権の買入消却

当社は、当社と株式会社ウィズ・パートナーズとの間で合意する価格により、本社債権者が保有する残存する本社債の全て又は一部を買い入れ、消却することができる。

## （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	3,311,258株 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られた最大整数とする。 但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使の結果、単元未満株式が発生する場合、本転換社債型新株予約権付社債の新株予約権者は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権を行使したのものとして現金により精算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、1株につき302円（発行決議日の直前日の終値）とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の取得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該証券又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は、無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本欄(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本欄(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年1月15日から平成28年1月14日までとする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成28年1月15日以降に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>シンバイオ製薬株式会社 総務部 東京都港区新橋五丁目23番7号</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。

3 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律75号）第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングの評価報告書の新株予約権に関する評価結果（第3 [ 第三者割当の場合の特記事項 ] 3 [ 発行条件に関する事項 ] a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を参照）を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。



## 2【新規発行新株予約権証券（第29回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	50個（新株予約権1個につき26,525株）
発行価額の総額	5,100,000円
発行価格	新株予約権1個につき102,000円（新株予約権の目的である株式1株当たり3.85円）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成25年1月15日（火）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	シンバイオ製薬株式会社 総務部 東京都港区新橋五丁目23番7号
払込期日	平成25年1月15日（火）
割当日	平成25年1月15日（火）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 四谷支店

- (注) 1. 第29回新株予約権（以下、「本新株予約権という。」）については、平成24年12月27日開催の取締役会において、発行を承認する決議が行われております。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。  
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、26,525株（以下「割当株式数」という。）とする。 本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数である1,326,250株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使にかかる本新株予約権の割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、377円（発行決議日の直前日の終値に1.25を乗じた金額）とする。但し、行使価額は本欄第3項 行使価額の調整(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を移転する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の取得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は、無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本欄 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下同じ。)と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金500,000,000円</p> <p>ただし、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄1記載の資本金等増加限度額から本欄1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年1月15日から平成28年1月14日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 シンバイオ製薬株式会社 総務部 東京都港区新橋五丁目23番7号</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 四谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、2ヶ月前の通知又は公告をしたうえで、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割契約、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転契約が株主総会で承認されたときは、当社は、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告をしたうえで、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

## (注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、その行使に係る新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに署名した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

## 2 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部(以下「行使書類等」という。)が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所に定める口座に入金された日に発生する。

## 3 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

## 4 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 3【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,505,100,000	11,000,000	1,494,100,000

（注）1．払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債の払込金額の総額1,000,000,000円に第29回新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額505,100,000円を合算した金額であります。なお新株予約権の行使による払い込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用3,500,000円、新株予約権等算定評価報酬費用4,500,000円、その他の事務費用3,000,000円（有価証券届出書作成、変更登記費用等）の合計です。

#### （2）【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
SyB C-1101（rigosertib、経口剤）の初回治療骨髄異形成症候群の臨床試験費用	1,494	平成25年2月～平成27年12月
SyB L/C-1101（rigosertib、注射剤及び経口剤）の 以外の適応拡大に伴う臨床試験費用		
新規開発候補品導入に関わる費用		

（注）1．具体的な使途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。

2．調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。

3．新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、既に上市しているSyB L-0501（製品名：トレアキシン®、一般名：ベンダムスチン塩酸塩）の売上による収入及びマイルストーン収入（開発の諸工程（承認申請、承認等）で契約条件に基づき支払われる一時金等）の活用、新規の導出契約によるマイルストーン収入の活用及び共同開発契約による費用負担の軽減、手持資金の活用、臨床試験の規模や速度の優先順位付け・見直し等を行い臨床開発を進めるとともに、別途手段による資金調達の検討を進めていく所存であります。

#### <資金使途の合理性に関する考え方>

今回のファイナンスによる調達資金を、上記「調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

名称	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
出資額	5,320,000,000円
組成目的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服、といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資することを目的として本組合は組成されました。
主たる出資者及び出資比率	1．37.59% 独立行政法人中小企業整備基盤機構 上記以外に10%以上の出資者はありません。 2．6.95% 株式会社ウィズ・パートナーズ (本組合の無限責任組合員です。)
業務執行組合員又はこれに類する者	名称：株式会社ウィズ・パートナーズ 所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 代表者の役職・氏名：代表取締役社長CEO 安東 俊夫 資本金：1億円 事業内容：1．国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2．投資事業組合の設立および投資事業組合財産の管理・運用 3．経営全般に関するコンサルティング 4．第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 主たる出資者及びその出資比率： 1．84.5% クワイエットアルファ投資事業有限責任組合 2．25.5% クワイエットベータ投資事業有限責任組合

#### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

#### c 割当予定先の選定理由

当社のパイプライン（新薬の開発候補品群）の臨床試験を実施するためには、開発着手から承認に至るまでの長期間にわたり、有効性・安全性を実証するための複数の試験を実施しなければならないため、多額の開発資金が必要となります。また、当社は研究設備を持たないビジネスモデルを採用していることから、上記の開発資金に加えて、医薬品のシーズ（医薬品候補物質）を他社から導入するための資金も必要となります。

当社は既に開発第1号品である抗がん剤SyB L-0501に関して、国内外において承認を取得し、販売収入を得ておりますが、今後の研究開発資金を賄うには十分ではなく、これまでバイオ・ヘルスケアに精通し、当社の事業戦略、経営理念について賛同し、資金面でも協力いただける先を探索してまいりました。併せて、これら支援先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、今回の割当予定先のウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せによる事業資金投資の提案があり、検討を進めました。

株式会社ウィズ・パートナーズは、当社が平成22年に新株発行による第三者割当増資を実施した際に、当社の事業戦略、経営理念等に共感をいただき、当社が運営するシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合を通じて出資していただいた先であり、現在も84,000株を保有する当社の株主であります。

今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合は、同ファンドの業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズが創設したファンドです。ファンド自体は純投資を目的としているものの、業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期である平成11年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、これまで国内外（日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等）の投資先30社程度への投資実績を有しております。このように、株式会社ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な実績を有しており、また経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに事業経営等に精通していることを確認しております。更に、経営状況につきましても、金融商品取引業者（関東財務局（金商）第2590号）に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば「尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすること」であり、当社の事業内容及び事業方針はこれらの組成目的に合致することから、割当予定先として選択しました。

d 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合 1,326,250株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発に資金が充当されるほか、別途締結する契約に基づき、必要に応じて同ファンドの業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズを通して製薬企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援を頂く予定です。

本新株予約権付社債及び本新株予約権、並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使して取得した普通株式につきましては、原則として中長期保有する方針とのことです。しかしながら、割当予定先は、当社の医薬品の開発及び製薬企業等との業務提携等の進展、或いは、割当予定先の出資者に対する運用責任を遂行する立場などから、適宜判断のうえ市場動向を勘案し、インサイダー取引規制なども考慮した上で、市場で売却することもあります。なお、実際の運用に際しては、上記のとおり市場への影響を常に留意して行うとのことです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、株式会社ウィズ・パートナーズからウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合の普通預金口座の残高証明書を受領し、払込に要する資金を保有していることを確認し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に係る払込金額及び第29回新株予約権発行に係る払込金額相当分の払い込みに支障はないと判断しております。

## g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業整備基盤機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは、一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認しました。また、その他の出資者についても、株式会社JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合が、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

## a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額並びに第29回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズとの協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成24年12月26日）の大阪証券取引所における当社普通株式の終値である302円を基準株価として以下のとおりとしました。

銘柄	転換価額または行使価額及びその算定根拠
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	302円（基準株価に1.00を乗じた金額）
第29回新株予約権	377円（基準株価に1.25を乗じた金額）

本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準といたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等により、直近の当社株式の株価は比較的安定的に推移していることから当該終値がより適正な当社の株式価値を表しているものと判断したことによるものです。

参考までに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価265円に対し14.0%のプレミアム、過去3ヶ月間の平均株価277円に対し9.0%のプレミアム、過去1ヶ月間の平均株価286円に対し5.6%のプレミアムとなっております。

また、本新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価265円に対し42.3%のプレミアム、過去3ヶ月間の平均株価277円に対し36.1%のプレミアム、過去1ヶ月間の平均株価286円に対し31.8%のプレミアムとなっております。

当社は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件並びに第29回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区）に対して価値算定を依頼し、一定の前提、即ち、株価（取締役会決議日の前営業日の株価）、配当率、権利行使期間（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権ともに3年間）、無リスク利率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が権利行使価額を上回っている場合その一部を株式に転換すること、第29回新株予約権については、割当予定先は第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を全て転換した後、当社株価が権利行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行うこと。また、当社は、割当日以降当社株価の終値が発行時株価の200%以上となった場合には、残存する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権を取得条項に基づいて全て取得すること。その他発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）と株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債額面100円当たり97円20銭）を比較したうえで、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。また、第29回新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1個当たりの払込価額を102,000円（1株当たり3.85円）としており、適正かつ妥



当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

なお、第29回新株予約権の行使価額には、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額より高いプレミアムをつけておりますが、本新株予約権は性質上、上記の転換社債型新株予約権付社債が全て転換された後に行使が予想されることから、長期的に当社の研究開発が促進され、企業価値が向上すると予想されることを考慮したものです。

さらに、当社は本転換社債型新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の払込金額の算定については、ペーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（東京都港区）（以下「ペーカー＆マッケンジー」といいます。）に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、有価証券届出書や株式会社ブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、発行会社と割当予定先との間の契約の締結や本有価証券の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないかなどを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名（全員が会社法上の社外監査役）からは、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権の発行要項の内容及び上記の株式会社ブルータス・コンサルティングの算定結果並びにペーカー＆マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本件発行においては、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社ブルータス・コンサルティング及びペーカー＆マッケンジーがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・株式会社ブルータス・コンサルティング及びペーカー＆マッケンジーは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること。
- ・株式会社ブルータス・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動、平均売買出来高、割引率、その他転換社債型新株予約権等の発行要項、発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。
- ・ペーカー＆マッケンジーは、独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、有価証券届出書や株式会社ブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察、検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- ・本件発行の決議を行った取締役会において、株式会社ブルータス・コンサルティング及びペーカー＆マッケンジーの意見を参考にしつつ本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

当社は、以下の理由により、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で3,311,258株であります。

第29回新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,326,250株であります。

上記のとおり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ最大で3,311,258株、1,326,250株、合計最大で4,637,508株となっており、これは平成24年12月27日現在の発行済株式総数19,130,900株（総議決権数191,304個）に対して、合計24.33%（議決権比率24.33%）となることから、25%以上の割合で希薄化は生じません。当社といたしましては、臨床開発資金及び新規開発品の導入資金を確保することを目的とする今回の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本件、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権のすべてが行使された場合の発行株式数は、それぞれ最大で3,311,258株、1,326,250株、合計最大で4,637,508株となり、平成24年12月27日現在の発行済株式総数19,130,900株（総議決権数191,304個）に対して、合計24.33%（議決権比率24.33%）となり、25%以上の割合で希薄化は生じません。

したがって、今回の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当するものではありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ウィズ・ヘルスケアPE 1号 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1 号	-	-	4,637,508	19.51%
吉田 文紀	静岡県熱海市	3,030,000	15.84%	3,030,000	12.75%
Cephalon, INC. セファロン インク (常任代理人 テバファーマ マシューティカル株式会社)	41 MOORESROAD FRAZER, PENNSYLVANIA 19355,USA (東京都港区虎ノ門五丁目1 番5号)	2,589,000	13.53%	2,589,000	10.89%
ジャフコV 2 共有投資事業 有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号	2,308,800	12.07%	2,308,800	9.71%
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川四丁目6 番10号	833,400	4.36%	833,400	3.51%
早稲田1号投資事業有限責 任組合	東京都新宿区喜久井町65番地	684,000	3.58%	684,000	2.88%
株式会社フジモト・コーポ レーション	松原市西大塚一丁目3番40号	630,100	3.29%	630,100	2.65%
早稲田グローバル1号投資 事業有限責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地	500,000	2.61%	500,000	2.10%
TNPオンザロード1号投 資事業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜 三丁目6番1号	254,000	1.33%	254,000	1.07%
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁 目5番1号	200,000	1.05%	200,000	0.84%
計		11,029,300	57.65%	15,666,808	65.92%

(注) 1. 募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の株主名簿をもとに算出しています。

2. 募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、募集前の株式数をもとに、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数を加えて算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第7期）及び四半期報告書（第8期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年12月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第7期）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

#### 1. 株主総会の議決権行使結果に関する臨時報告書

##### (1) 提出日

平成24年3月30日

##### (2) 提出理由

平成24年3月29日開催の当社第7期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

##### (3) 報告内容

当該株主総会が開催された年月日

平成24年3月29日

当該決議事項の内容

第1号議案 取締役1名選任の件

取締役として江端貴子を選任する。

第2号議案 取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として新株予約権を発行する。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数：191,306個

当日出席を含めた議決権行使個数：143,328個

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役1名選任の件 江端 貴子	119,476	279	0	(注)1	可決(83.36%)
第2号議案 取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件	119,165	606	0	(注)2	可決(83.14%)

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主による各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って適法に決議が成立したため、本株主総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

## 2. 届出を要しない新株予約権証券の発行に関する臨時報告書

### (1) 提出日

平成24年4月17日

### (2) 提出理由

平成24年3月29日開催の当社第7期定時株主総会決議及び平成24年4月17日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役及び従業員に、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

### (3) 報告内容

#### 1. 取締役に対する新株予約権

##### (1) 銘柄

シンバイオ製薬株式会社第26回新株予約権

##### (2) 発行数

3,625個

##### (3) 発行価格

無償で発行するものとする。

##### (4) 発行価額の総額

未定

## (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式362,500株

新株予約権 1個につき当社普通株式100株、ただし、以下に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記(6)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権 1個当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「払込価額」という。）は、次に定める 1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金570円とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

## (7) 新株予約権の行使期間

平成26年4月18日から平成34年4月17日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。

権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

- (a) 平成26年4月18日から平成27年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。
- (b) 平成27年4月18日から平成28年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
- (c) 平成28年4月18日から平成29年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。
- (d) 平成29年4月18日から平成34年4月17日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。
- (b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
- (c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）又は当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権者は、上記(7)の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として  
当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役4名 3,625個

- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容  
本新株予約権者と当社との間の取決めは、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (14) 新株予約権の割当日  
平成24年5月2日

## 2. 従業員に対する新株予約権

### (1) 銘柄

シンバイオ製薬株式会社第27回新株予約権

### (2) 発行数

4,307個

### (3) 発行価格

無償で発行するものとする。

### (4) 発行価額の総額

未定

### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式430,700株

新株予約権1個につき当社普通株式100株、ただし、以下に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、上記(6)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。



(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下「払込価額」という。)は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金570円とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(7) 新株予約権の行使期間

平成26年4月18日から平成34年4月17日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。

権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

- (a) 平成26年4月18日から平成27年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。
- (b) 平成27年4月18日から平成28年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
- (c) 平成28年4月18日から平成29年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。
- (d) 平成29年4月18日から平成34年4月17日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。
- (b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
- (c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。)又は当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権者は、上記(7)の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として  
当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社従業員70名 4,307個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本新株予約権者と当社との間の取決めは、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(14) 新株予約権の割当日

平成24年5月2日

### 3. 届出を要しない新株予約権証券の発行に関する臨時報告書の訂正報告書

#### (1) 提出日

平成24年5月2日

#### (2) 提出理由

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成24年4月17日に提出しました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定いたしましたので金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、当該臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

#### (3) 報告内容

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示しております。

#### 1. 取締役に対する新株予約権

##### (4) 発行価額の総額

< 訂正前 >

未定

< 訂正後 >

206,625,000円

##### (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

< 訂正前 >

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「払込価額」という。）は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金570円とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

< 訂正後 >

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「払込価額」という。）は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金570円とする。

#### 2. 従業員に対する新株予約権

##### (4) 発行価額の総額

< 訂正前 >

未定

< 訂正後 >

245,499,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

<訂正前>

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「払込価額」という。）は、次に定める 1 株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は金570円とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

<訂正後>

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「払込価額」という。）は、次に定める 1 株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は金570円とする。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第7期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第8期第3四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月12日

シンバイオ製薬株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

シンバイオ製薬株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 真 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、総額1,988,000千円（1株当たり発行価額70,000円）の第三者割当増資を決議し、平成23年2月25日に払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月29日

シンバイオ製薬株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 真 一 郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 英 志 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年3月29日開催の定時株主総会において、取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンバイオ製薬株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シンバイオ製薬株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。